

徳島県告示第三百六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和元年八月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
地方独立行政法人徳島県 鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番	令和四年三月三十一日
阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	同 四月三十日